

(平成24～27年度支援)

原状回復事業事例：長崎県佐世保市最終処分場事案

事案の類型	安定型最終処分場における不適正処理
事案の場所	長崎県佐世保市
行為者	長崎県佐世保市 A社 代表取締役B 代表取締役C
規模及び種類	埋立面積；約16,297m ² 埋立量；約111,318m ³ (許可：面積；5,629m ² 、容量；37,000m ³) 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類
支障のおそれ	過去に3度も法面が崩壊しており、今後も崩壊する可能性がある。廃棄物層が崩壊した場合には、廃棄物が飛散・流出し近隣の河川を堰き止めるおそれがある。
対策工の概要	整形・覆土、排水工、表面緑化等により、法面の崩落を防止する。また、流出防止柵を設置し、崩落した際の廃棄物の流出を防止する。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 - t (- m ³) (廃棄物の搬出・撤去等を行っていない)
代執行費用	181,021,097円
支援した資金額	134,316,000円

【事案概要】

A社は昭和63年11月に産業廃棄物処分業の許可を受け、産業廃棄物の最終処分を行っていた。

平成12年7月に最終処分場北側区域の法面が崩壊したため、A社は崩壊部分の復旧工事や丸太杭による崩落防止措置などの応急対策は行ったが抜本的な対策を講じることはなかった。その後、平成17年9月に台風及び地震の影響による廃棄物層の崩落、平成18年4月に降雨の影響による法面の小規模な亀裂や崩落が発生した。

市はA社に対して最終処分場の残余容量に係る報告を求め、平成17年7月に許可容量の超過を覚知したことから、平成18年1月に「廃棄物の撤去及び河川に飛散した廃棄物の撤去」を求める勧告書を発出した。この後、平成21年3月、平成22年11月、平成23年2月と文書勧告をおこなったが、改善されることはなかった。

平成23年8月に産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の許可取消処分を行い、平成24年1月にA社及び代表取締役B、取締役Cに対して措置命令を発出した。

着手期限を過ぎても是正措置が取られなかったため、行政代執行による支障の除去を行った。

代執行前



代執行後

